

L P 協会保安第 2 3 ~ 4 2 号  
平成 2 3 年 9 月 2 2 日

都 道 府 県 協 会 御 中  
企 業 会 員 各 位

( 社 ) エルピーガス協会

平成 2 3 年度 L P ガス消費者保安月間の実施について  
( お 願 い )

この度、経済産業省原子力安全・保安院長より別添のとおり、昭和 6 0 年度から毎年 1 0 月に実施している「L P ガス消費者保安月間」につきまして、本年度も消費者保安対策に焦点を当て、保安啓発活動の推進を図るよう要請がありました。

なお、本年度は以下を重点的に実施することが掲げられています。

- ( 1 ) 業務用消費者に対して、C O 中毒事故防止及び燃焼器具の適切な使用方法に重点をおいた周知の徹底を図る。
- ( 2 ) 一般消費者等に対して、L P ガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、C O 中毒事故防止対策、ガスが漏出した場合の適切な対処方法を周知する。
- ( 3 ) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して L P ガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

つきましては、貴協会におかれては会員に対し、また、企業会員におかれては従業員に対し、L P ガス消費者保安啓発活動等の推進を図っていただくよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

以 上  
発信手段：メール  
担当者：渡辺、瀬谷

# 別 添

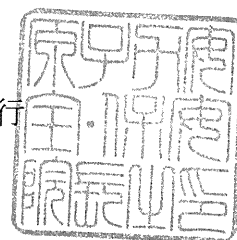
## 経済産業省

平成 23・09・08 原院第 3 号

平成 23 年 9 月 15 日

社団法人エルピーガス協会  
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行



### 平成 23 年度 LP ガス消費者保安月間の実施について

平素は、液化石油ガス消費者保安行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当省では昭和 60 年度から毎年 10 月を LP ガス消費者保安月間として定め、LP ガス消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動を推進してきており、本年度についても別添のとおり実施要綱を定めたところです。

貴団体におかれましては、従来から LP ガス消費者保安啓発の推進に努めてこられたことと存じますが、本年度につきましても、関係団体と協力の上、別添実施要綱に従って LP ガス消費者保安啓発活動等の推進に努められるようお願いいたします。

また、貴団体の会員及び他の関係団体に対して、本件実施の趣旨に関する周知徹底を行うとともに、LP ガス消費者保安啓発活動等の効果的な実施のため、指導方よろしく願います。



経済産業省

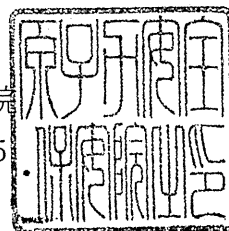
平成23・09・08 原院第3号

平成23年9月15日

平成23年度LPガス消費者保安月間の実施について

原子力安全・保安院

NISA-278b-11-5

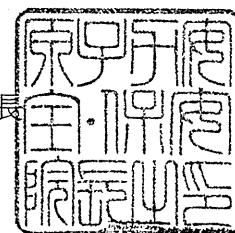


原子力安全・保安院は、平成23年度LPガス消費者保安月間の実施について、別添のとおり実施要綱を定め、各産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び那覇産業保安監督事務所長を含む）、各都道府県知事及び関係団体等に対し、LPガス消費者に対する保安啓発活動の推進を求めることとする。

平成23年度LPガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

平成23年9月15日

原子力安全・保安院長



平成23年度LPガス消費者保安月間実施要綱

1. 趣旨

原子力安全・保安院は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から本年3月にLPガス販売事業者等に対する「平成23年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」を策定し、LPガス販売事業者等に対し消費者保安の原点に戻り、事業遂行の前提である法令遵守の徹底及び一般消費者に対する周知等による保安意識の向上、長期使用製品安全点検制度など事故防止対策等を要請し、また、業務用厨房に対するパンフレットを活用したCO中毒事故防止のための注意喚起及び警報器・警報センサー、安全装置付きの燃焼器具等の使用の促進を実施することを求めているところである。

このようなLPガス消費者保安対策をより効果的・効率的に実施する観点及び本年の事故発生状況にもかんがみ、本年度もLPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、原子力安全・保安院本院、各産業保安監督部等、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

2. 実施時期

平成23年10月1日から平成23年10月31日まで

3. 実施重点項目

本年度は以下の点について重点的に実施する。

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止及び燃焼器具の適切な使用方法に重点

をおいた周知の徹底を図る。

- (2) 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏出した場合の適切な対処方法を周知する。
- (3) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

#### 4. 実施事項

- (1) 原子力安全・保安院は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したLPガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。
  - ① 開催日及び会場：平成23年10月27日（木） 如水会館
  - ② 参加人数：約250名を予定
  - ③ 内 容：原子力安全・保安院長表彰式
- (2) 原子力安全・保安院は、LPガス安全委員会（LPガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の事業の実施を通じた保安啓発活動の協力を要請する。
  - ① 業務用LPガス保安ガイドの配付
  - ② 業務用厨房マニュアルの配布
  - ③ 安全装置付き器具への交換誘導リーフレット等の配布
  - ④ 家庭用LPガス保安ガイドの配付
  - ⑤ ポスターの配付
  - ⑥ 高齢者向け雑誌等における保安啓発
  - ⑦ 安全委員会ホームページを通じた情報提供
- (3) 原子力安全・保安院は、各都道府県、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。
- (4) 原子力安全・保安院は、LPガス販売事業者等に対して、本保安月間において、消費者との接触の機会を設け、安全装置付き器具への交換促進、長期使用製品安全点検制度への理解及び集中監視システムの普及促進等に努めること、また、LPガス販売事業者が行う保安業務の内容、消費者が行うLPガス設備の維持管理項目及び方法に関する周知を行うことを目的とした各種保安活動を実施するよう、LPガス関係団体を通じ協力を要請するほか、各産業保安監督部を通じて、各種保安活動を実施するよう指導する。

なお、原子力安全・保安院においては、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、新聞及び電車内広告を始めとする各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。